

趣 旨 企業年金の新時代

バブル経済の崩壊や退職給付会計の導入等を機に企業年金は大きな関心呼び、2001年には企業年金二法が制定され2004年には年金制度改革の一環として企業年金改革が行われた。企業年金が大きな論議を引き起こしたのは日本に限らない。ドイツやイギリスをはじめ多くの先進諸国で企業年金改革が進められるとともに、国際機関をはじめ国際的なレベルでも企業年金をめぐる活発な議論が行われている。例えば、以前から公私年金の役割分担について積極的に議論を展開してきたOECDは、2002年に「年金基金ガバナンスのためのOECDガイドライン」を公表するとともに、2004年には「OECD企業年金規制の中核的原則に関する勧告」を発表した。また、EUは2003年に企業年金に関する「指令」を制定し、域内の企業年金市場の統合を目指して動き出した。2005年にはEUとして国際会計基準が導入される予定であり、各国の関係制度の統合により企業年金への影響も少なくないと予想されている。

これらの背景に経済のグローバル化があることはいうまでもない。国境を超えたヒト・モノ・カネの移動が進めば企業年金に関し共通の基準を作ろうとする動きが起こるのは当然の成り行きである。また、公的年金の持続可能性を確保するため、各国とも年金改革の嵐が吹き荒れている事情も見逃すことはできない。公的年金の給付抑制が余儀なくされる中で、その代替・補完的な役割を担うものとして企業年金に対する期待が高まっているのである。さらに、確定給付年金の規制や運用リスクを「重荷」と感じる企業の中には、拠出建て企業年金への移行を進めているところも少なくない。

こうした動向は企業年金の位置付けや存在意義を再考させる契機になる。これは次のような意味である。企業年金は公的年金と私的年金・貯蓄の間に位置するが、そのスペクトルは非常に広い。例えば、国によっては企業年金が強制加入であるなど「準公的年金」としての役割を担っている場合がある。一方、確定拠出企業年金で「途中引出し」が認められている場合には、その性格は個人貯蓄と大差ない。そして、企業年金の代替・補完性を強調すれば企業年金は公的性格のベクトルに引っ張られ、企業年金の給付設計の自由性・多様性を強調すれば私的性格のベクトルに引っ張られることになる。言い換えれば、企業年金は「収斂」・「拡散」いずれの方向に向かうのだろうか、企業年金の「最大公約数」なるものが果たしてあるのだろうか、そもそも企業年金とは一体何なのか、という本質的な問いが投げかけられることになる。

翻ってわが国の現状をみれば、企業年金二法の制定等によりひとつの区切りがついた。とはいえ、受給権保護をめぐる問題など検討すべき課題は決して少なくない。企業年金二法の附則に設けられた「5年後見直し」時期も目前に控えている。議論は決して終焉したわけではない。むしろ、技術論ではなく企業年金の存在意義や本質から説き起こすことなしには解決できない難題が残されているというべきである。

本特集は「企業年金の国際的潮流」と題しているが、「潮の流れの表層を掬う」ことが狙いではない。各国では企業年金をどのように位置付けているのか、また、政策的にどのような誘導手段を考えているのか、諸外国や国際機関は企業年金をめぐる基本的問題にどのように対応し何が課題となっているのか、給付建て企業年金や拠出建て企業年金の動向がどうなっているのかといった比較研究を行う。そして、そのことを通じ、普遍的な国際的潮流と各国の企業年金に対する「哲学」の相違を浮き彫りにし、わが国の企業年金のあり方を考えるうえで有益な示唆を得ることが本特集の趣旨である。

このため、この特集では、日本の企業年金の現状や課題等についても相当のスペースを割いている。例えば、冒頭の島崎・宮里論文の約半分は日本の問題を論じたものであり、最後の久保論文はそのタイトルどおり「日本の

企業年金の現状と未来」について論考したものである。また、企業年金の資産運用に関する動向を論じた浅岡論文や国際会計基準と企業年金の関係について論じた今福論文も、わが国の問題状況を踏まえた論考が展開されている。さらに、EUおよび米・英・独の3カ国の企業年金の動向を論じた、岡論文(EU)、三石論文(アメリカ)、小野論文(イギリス)、コンラット論文(ドイツ)も、日本の課題を意識したうえでEUやこれらの国の政策動向の分析が行われている。

本特集は編集委員会の議を経て所外編集委員(岡)と所内編集委員(島崎)がペアになり特集の企画を行ったものであるが、執筆者には草稿前・草稿後の2度にわたり集まっていただき討議を行った(在米の三石氏には執筆構想や草稿を提出していただいた)。もとより、これは執筆者の間の意見の統一を行うためのものではなく、問題意識の共有を図ることを目的としたものである。議論は長時間に及び時としてヒートアップした。しかし、これにより、統一的な視座の下に重要な論点が押さえられるとともに、見解の相違がむしろ浮かび上がることになったと考えている。本特集の評価は読者の判断に委ねるよりないが、仮にみるべきものがあるとすれば、多忙の中で快く執筆依頼に応じ討議にも参画いただいた各執筆者の熱意のたまものである。

最後に用語について一言述べておく。企業年金と一口にいっても、各国の企業年金の制度構造は異なり企業年金に相当する言葉も異なる。例えば、欧州では職域年金(occupational pension)、米国では公的年金との対比で私的年金(private pension)という表現が一般に用いられる(詳しくは岡論文参照)。このため、各論文では無理に企業年金という用語に統一することなく原語に忠実な表現を用いている場合がある(例えば小野論文)。また、給付建て年金、拠出建て年金という用語と、確定給付年金、確定拠出年金という用語もあえて統一しなかった。これらの本来の性格・定義(defined benefit, defined contribution)からすれば、給付建て、拠出建てと訳すべきであろう。しかし、企業年金二法が制定されたことにより確定給付年金および確定拠出年金が法令上の用語となった以上、文脈によってはこれらの用語を使用せざるをえない場合があるからである。このため、ひとつの論文の中でもこれらの用語が混在している場合があることをお断りしておく。

(岡 伸一 明治学院大学教授)

(島崎謙治 国立社会保障・人口問題研究所副所長)